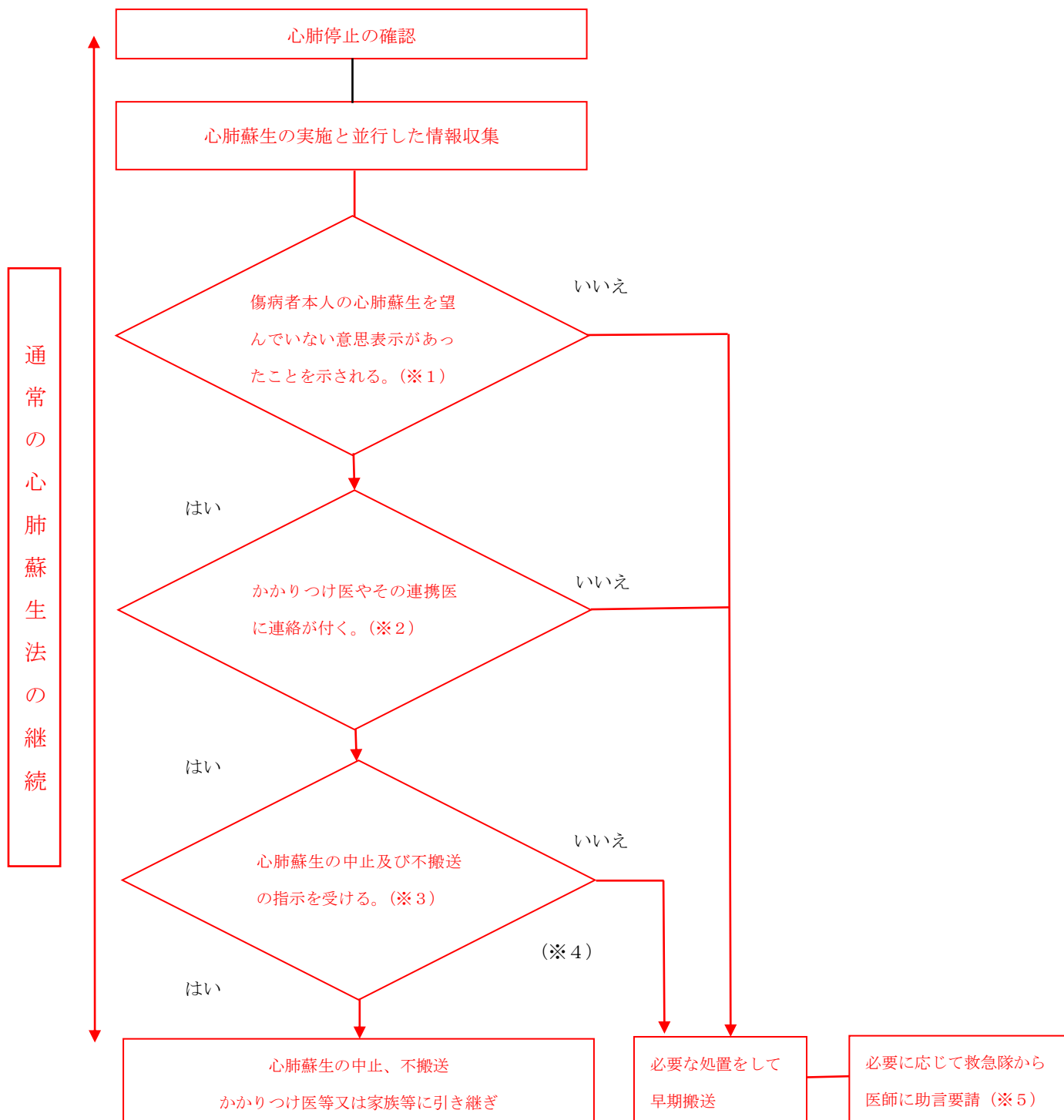


人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者への対応プロトコール（案）

阪神・丹波地域 MC 協議会

2026 年 4 月 1 日施行



※1 外因性（転落、溺水、異物等による窒息等）による心肺停止が疑われる場合は、心肺蘇生を継続し搬送する。

※2 かかりつけ医等への連絡は、時間をおいて複数回実施する。連絡が付かない場合は、現場を出発するまでの間、家族等による連絡や、訪問看護ステーション等の活用など様々な方法でかかりつけ医への連絡を試みる。（現場を出発した後も家族等に連絡の継続を依頼する。）

※3 傷病者を「かかりつけ医等」又は「家族等」に引き継ぐことができる場合のみ、これらの指示を受ける。

(1) かかりつけ医等に引き継げる要件

かかりつけ医等がおおむね 45 分以内に救急現場へ到着できる場合

(2) 家族等に引き継げる要件

かかりつけ医等がおおむね 12 時間以内に救急現場へ到着でき、以下の条件がそろう場合

① かかりつけ医等からの指示又は了解

② 家族等関係者の了承

※4 「心肺蘇生の中止」及び「不搬送」の両方の指示を受けた場合のみ「はい」に進み、いずれか一方の指示を受けた場合は「いいえ」に進む。

(例～心肺蘇生を中止して医療機関へ搬送することを指示された場合は「いいえ」に進む。)

※5 家族等へ心肺蘇生の継続について説明したにもかかわらず、承諾が得られないこと等により活動の継続が困難である場合には、積極的に医師から指示・助言を受けること。

心肺蘇生を望まない傷病者への留意事項

救急隊長は、家族から書面又は口頭により、傷病者本人に「心肺蘇生の実施を望まない意思」があることを示された場合は、かかりつけ医等に連絡し、「かかりつけ医等」又は「家族等」に引き継ぐことを前提に、傷病者を搬送しないことができる。

1 対象者

成年の心肺機能停止状態にある傷病者のうち、人生の最終段階において ACP (※注) の結果として、傷病者本人が「心肺蘇生の実施を望まない意思」を有している場合。

ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 外因性（転落、溺水、異物等による窒息等）による心肺機能停止が疑われる者。
- (2) 心肺機能停止状態のうち、呼吸又は心臓機能が維持されている者。

※注 アドバンス・ケア・プランニング。愛称「人生会議」。

2 対応要領

- (1) 心肺機能停止状態を確認した場合、速やかに心肺蘇生を開始すること。
- (2) 心肺蘇生の実施と並行し、家族等から情報を収集すること。
- (3) 家族等から書面又は口頭により、傷病者本人に「心肺蘇生の実施を望まない意思」があることを示された場合は、かかりつけ医等に連絡すること。

なお、救急隊側から積極的に傷病者の意思等を確認する必要はない。

かかりつけ医等に連絡がつかない場合は、現場を出発するまでの間、訪問看護ステーション等の活用など様々な方法でかかりつけ医等への連絡を試みること。

また、連絡に際しては、家族等に協力を求めるものとする。

- (4) かかりつけ医等に連絡がついたら、必ず相手方が医師であることを確認し、救急現場の状況を伝達した上で、次の項目について確認すること。

- ① 傷病者が人生の最終段階にあること。
- ② 傷病者本人に「心肺蘇生の実施を望まない意思」があること。
- ③ 傷病者本人の意思決定に際し、想定された症状と現在の症状とが合致していること。

- (5) (4) を確認した、かかりつけ医等から直接、心肺蘇生の中止を指示された場合には、かかりつけ医等が救急現場に到着できるまでの時間に応じて、次のとおり対応すること。

- ① かかりつけ医等がおおむね 45 分以内に救急現場に到着できる場合

心肺蘇生を中止し、かかりつけ医等が救急現場に到着するまで待機し、かかりつけ医等に引き継ぐこと。

ただし、かかりつけ医等から家族等に引き継ぐように指示があった場合は、家族等に説明し、了承を得た上で家族等に引き継ぐこと。

- ② かかりつけ医等がおおむね 12 時間以内に救急現場に到着できる場合

かかりつけ医等から家族等へ引き継ぐように指示があり、家族等に説明し、了承を得られれば、心肺蘇生を中止して家族等に引き継ぐこと。

ただし、家族等に引き継ぐことができない場合は、従来どおり必要な処置を行い、医療機関へ搬送すること。

③ ①及び②以外の場合

従来どおり必要な処置を行い医療機関（二次又は三次医療機関等）へ搬送すること。

- (6) 心肺蘇生を中止し、かかりつけ医等又は家族等へ傷病者を引き継ぐ際は、原則として警察への連絡は必要ない。

3 事案別の対応

- (1) 現場に到着する前に傷病者本人に「心肺蘇生法の実施を望まない意思」があることを示された場合

119番センターへの入電又は携帯電話等を活用して通報者等から傷病者情報を聴取する中で、傷病者本人に「心肺蘇生の実施を望まない意思」があることを示された場合であっても、途中引揚げは行わず救急現場に向かい、2の対応要領によること。

- (2) 家族等が接触又は観察を拒否（辞退を含む。）した場合

容態観察の必要性を説明し、傷病者本人の観察を認めてもらえるように説得すること。

説明を続けても家族等から承諾が得られない場合には、現場の状況が分からないことから、必要に応じて警察官を要請すること。

- (3) かかりつけ医等に連絡が付かない場合

- ① 従来どおり必要な処置を行い、医療機関に搬送すること。

ただし、家族等へ心肺蘇生の継続について説明したにもかかわらず、承諾を得られないこと等により活動の継続が困難である場合には、積極的に医師から指示・助言を受けること。

- ② 医療機関に向けて現場を出発した後も、家族等に対してかかりつけ医等に連絡を取り続けるよう協力を求めること。

- (4) かかりつけ医等から折り返しの連絡があった場合

現場から出発するまでは、2、(4)以降の対応要領によること。

現場から出発した後は、心肺蘇生を継続したまま医療機関へ搬送し、かかりつけ医等に対して、搬送先医療機関に連絡すること及びその後の対応について医療機関と協議することを依頼すること。

- (5) 明らかに死亡している場合

傷病者が社会死の要件を満たし、不搬送と判断した場合は、警察官に状況を説明して引き継ぐとともに、かかりつけ医等にも連絡を取り、状況を説明するよう配慮すること。

4 医療機関の選定

かかりつけ医等から搬送先が指定されている場合は、当該医療機関を優先して選定すること。

なお、搬送先医療機関等の指定がない場合は、収容依頼先医師と協議することとする。

5 注意事項

- (1) 心肺蘇生についての意思を確認したり、家族等から傷病者本人に「心肺蘇生の実施を望まない意思」があることを確認するために時間を費やし、心肺蘇生の開始が遅延しないようにすること。

- (2) 外因性による心肺機能停止が疑われる場合には、本プロトコールの対象とならないことから、救急隊は事故概要及び経過を的確に把握し、必要な観察を実施すること。
- (3) 心肺蘇生を中止し、「かかりつけ医等」又は「家族等」に引き継ぐ際も、傷病者に礼を失しないよう十分配慮すること。

6 その他

- (1) 家族等とは、傷病者の ACP に関与している家族、親戚、介護老人福祉施設の職員、訪問看護師又はケアマネージャーのこと。
- (2) かかりつけ医等とは、傷病者の ACP に関与している医師、かかりつけ医と連携している医師又は施設嘱託医のこと。
- (3) 書面とは、指示書（事前指示書）のことであり、医師及び傷病者並びに家族等で交わされる契約書のようなもの。
（様式等はなく、傷病者本人の希望する医療を事前に残しておく書類で、かかりつけ医等に関する記載があるもの。）

※ 参考

心肺蘇生に関する医師の指示書（案）

傷病者 連絡先等	(フリガナ) 氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
	住所	電話番号 () -		

以下の指示事項は、本人の意思（家族等による本人の推定意思を含む）を尊重した内容であり、医療・ケアチームと本人を支援する家族等を交えた十分な話し合いを踏まえた方針です。

心肺停止時には、対応の総合的な判断にご配慮をよろしくお願い致します。

指示事項

本人の現在の疾病が進行し、死期が切迫した状況において、心肺停止となった場合には、心臓マッサージ等、極めて短期間の延命を目的とした処置は実施しない。

病状の概要：（医学的に回復が見込めない終末期の状況や、ACPの内容等）

以上の情報を提供致します。

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

医師の署名： _____

医療機関の名称： _____

所在地： _____

連絡先電話番号： _____

緊急時の電話番号（時間外等）： _____

本人の署名： _____

家族等・関係者の署名： _____

本人との関係： _____

家族等・関係者の緊急時電話番号： _____

書面作成における留意事項

- ① 本指示書は、記入日時点のものであり、状況に応じていつでも撤回することができます。また、定期的に記載内容の再確認・更新を行ってください。
- ② 本指示書は、本人の意思（家族等による本人の推定意思を含む）を踏まえて、ACP（Advance Care Planning：人生会議）の一環として成される必要があります。
- ③ 本指示書における「死期が切迫した状況」とは、主治医より近日中に心肺停止が生じる状態であると家族等・関係者に告げられている状況である。
- ④ 家族等・関係者は、この指示書を救急隊が到着した際は提示してください。

書面作成における必須事項

記載医師は以下の内容が全てなされているかを必ず確認してください。

- 本人の疾病は、現時点で既に死期が切迫した状況である。
- ACP（Advance Care Planning：人生会議）に基づいた本人の意思、または推定意思である。
- 本人の意思表示、または推定意思表示であり、その内容をかかりつけ医等を含む多職種の関係者や家族等の関係者と共有している。
- 救急搬送・心肺蘇生を希望されない方が急変した場合（窒息等の外因を除く）、救急要請をする前に、かかりつけ医等や訪問看護師に連絡するよう家族等・関係者に説明した。
- 緊急時、かかりつけ医等と救急隊や家族等・関係者が連絡を取れなかった場合は、心肺蘇生を行いながら医療機関へ搬送されることがあることを、家族等・関係者に説明した。
- 本人以外の家族等・関係者、キーパーソンを決め、その緊急連絡先を確認した。
- 緊急時における、かかりつけ医等への緊急連絡先を伝えた。
（診療時間外や夜間、休日を含めた連絡先）
- 本人・家族等と、医療・ケアチームとの話し合いのプロセスを経時的にカルテに記載し、本文書の複写等もカルテに添付した。

事案後の留意事項

指示医師は以下の内容を確認してください。

- 救急隊へ ACP（Advance Care Planning：人生会議）に基づく、心肺蘇生の中止指示を行った場合、その指示内容等をカルテに記載してください。

※本書面のタイトル及び記載内容等については、各医師会等で加筆修正して使用して下さい。